

議員提出議案第12号

「森林・林業基本法」に基づく施策の充実を求める意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、林野庁長官、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

平成14年9月25日

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 三朝町議会議員 | 杉原憲靖 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 平井満博 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 吉田公博 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 牧田武文 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 徳田修一郎 |

平成14年9月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

「森林・林業基本法」に基づく施策の充実を求める意見書

我が国の国土の7割を占める森林は、国土の保全、良質な水の確保、地球温暖化の防止、自然とのふれあいの場の提供など、国民生活に欠くことのできない多面的機能を有している。このため、環境の世紀といわれる21世紀を迎えて、森林を健全な状態に育成するとともに、これを支える林業・山村地域を振興することが是非とも必要になってくる。

折りしも、昨年、「森林・林業基本法」が成立し、森林・林業基本計画が策定され、森林資源を活用した循環型社会の実現や、林業・林産業の再建、山村地域の振興に向けた施策が進められようとしている。しかし、これらの施策に必要な予算が確保されなければ、「森林・林業基本法」の基本理念である森林の有する多面的機能の発揮や、林業の持続的かつ健全な発展も画餅に帰し、その結果、森林を守り育ててきた山村は切り捨てられ、国土の荒廃をもたらすこととなる。

よって、政府におかれては、森林を公共財、環境財と明確に位置付け、21世紀にふさわしい林政に向けて、下記事項を実現させるよう強く要望する。

記

- 1 森林・林業基本計画に即した具体的な施策の充実を図るとともに、林野関係予算を十分に確保すること。

- 2 林野公共事業は、国民生活に不可欠な「森林」という環境を創造する事業であり、21世紀の公共事業として重点分野に位置付けること。
- 3 「森林・林業基本法」の基本理念を具体化するための施策の1つである森林整備活動支援交付金の地方自治体負担分については、全額、地方財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成14年9月25日

新 井 平 員 議 会 議 員 三 朝 町 議 会 議 員
 新 井 吉 員 議 会 議 員 三 朝 町 議 会 議 員
 文 角 田 孝 員 議 会 議 員 三 朝 町 議 会 議 員
 池 一 孝 員 議 会 議 員 三 朝 町 議 会 議 員

鳥 取 県 三 朝 町 議 会
 議 員 新 井 平 等

意見書

森林・林業基本法が制定されたのは、昭和55年である。この法律は、森林の整備と林業の振興を目的として制定された。この法律に基づき、森林整備活動支援交付金が創設された。この交付金は、森林の整備と林業の振興に資するためのものである。この交付金は、地方自治体の負担分を含む。この交付金は、地方自治体の負担分を含む。この交付金は、地方自治体の負担分を含む。

地方自治体の負担分は、全額、地方財政措置を講ずることとする。これは、森林の整備と林業の振興に資するためである。これは、森林の整備と林業の振興に資するためである。これは、森林の整備と林業の振興に資するためである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。